

議案第5号資料

◆上尾市民ギャラリー管理規則 新旧対照表

現 行	改正後(案)
<p><u>○上尾市民ギャラリー管理規則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>上尾市民ギャラリー条例</u>(昭和58年上尾市条例第9号。以下「条例」という。) <u>第10条</u>の規定に基づき、<u>上尾市民ギャラリー</u>(以下「ギャラリー」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(休館日)</u></p> <p>第2条 <u>ギャラリーの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までとする。</u></p> <p>2 <u>上尾市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、ギャラリーの管理上必要があるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p> <p><u>(利用時間及び利用期間)</u></p> <p>第3条 <u>ギャラリーの利用時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、教育長は、管理上必要があると認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。</u></p> <p>2 <u>ギャラリーの利用期間は、木曜日から翌週の水曜日までの1週間を単位とし、引き続き2週間を超えることができない。ただし、上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>○上尾市ギャラリー管理規則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>上尾市ギャラリー条例</u>(昭和58年上尾市条例第9号。以下「条例」という。) <u>第16条</u>の規定に基づき、<u>上尾市ギャラリー</u>(以下「ギャラリー」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>***削除***</p> <p>***削除***</p>

(利用許可の申請)

第4条 条例第3条の規定による許可を受けようとする者は、上尾市民ギャラリー利用(利用変更)申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用を開始しようとする日の属する月の9月前の月の初日から利用を開始しようとする日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条 利用の許可は、申請の順序による。ただし、教育委員会があらかじめ指定した期間については、別に定める方法によって利用の許可をすることができる。

(利用書の交付)

第6条 条例第3条の規定による許可は、上尾市民ギャラリー利用(利用変更)書(第2号様式)を交付して行うものとする。

(使用料の納期)

第7条 条例第7条の使用料は、前条の規定による利用書の交付と同時に納付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合
免除

(利用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者は、上尾市ギャラリー利用(利用変更)申請書(第1号様式)を上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用を開始しようとする日の属する月の9月前の月の初日から利用を開始しようとする日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 利用の許可は、申請の順序による。ただし、教育委員会があらかじめ指定した期間については、別に定める方法によって利用の許可をすることができる。

(利用許可書の交付)

第4条 条例第5条第1項の規定による許可は、上尾市ギャラリー利用(利用変更)許可書(第2号様式)を当該申請者に交付して行うものとする。

削除

(使用料の減免)

第5条 条例第10条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合
免除

(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民ギャラリー使用料減額・免除申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 条例第9条ただし書の規定により、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) ギャラリーの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、ギャラリーを利用できないとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、上尾市民ギャラリー使用料還付申請書（第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（遵守事項及び教育委員会の指示）

第10条 教育委員会は、ギャラリーの利用者の遵守事項を定め、及びギャラリーの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市ギャラリー使用料減額・免除申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

削除

第6条 条例第11条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、上尾市ギャラリー使用料還付申請書（第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

削除

(損害賠償)

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にギャラリーの施設若しくは設備を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

削除

(造作等の禁止)

第7条 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、利用のためギャラリーの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えてはならない。

(利用後の報告)

第8条 利用権利者は、施設の利用が終わったときは、速やかに上尾市ギャラリー利用報告書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 利用権利者は、施設の利用に当たり、作品の展示に関する案内等のパンフレット（これに類するものを含む。以下この項において同じ。）を作成している場合にあっては、前項の報告書を提出する際、併せて当該パンフレットの写しを提出しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（平成25年上尾市条例第37号）の施行の日（平成26年4月1日）から施行する。

上尾市ギャラリー利用(利用変更)申請書

第 号

申請 年 月 日			
(宛先) 上尾市教育委員会 団 体 名 _____ 事務所所在地 _____ 申 込 者 _____ 住 所 _____ TEL() _____			
次のとおり 上尾市民ギャラリー を 利 用 したいので申請します。 上尾市役所ギャラリー を 利用変更			
催物の名称内容			
利用期間	年 月 日()から 年 月 日()まで		
搬入日	年 月 日()	搬出日	年 月 日()
会場責任者	ふりがな	TEL	
	氏名		
	住所		
物品販売	有・無	内容	
基本使用料	割増使用料	減額使用料	合計使用料
円	円	円	円
割増理由		減免理由	
許可の変更に伴う使用料	既納使用料	変更後の使用料	納付使用料
	円	円	円
利用の条件			
備考			
年 月 日 伺い	専決		
年 月 日 決裁			

上尾市ギャラリー利用(利用変更)許可書

第 号

申請 年 月 日

団 体 名

事務所所在地

申 込 者

住 所

TEL()

次のとおり 上尾市民ギャラリー の 利 用 上尾市役所ギャラリー の 利用変更 を許可します。

上尾市教育委員会



催物の 名称 内容			
利用期間	年 月 日()から 年 月 日()まで		
搬入日	年 月 日()	搬出日	年 月 日()
会場 責任者	ふりがな	TEL	
	氏名		
	住所		
物品販売	可・不可	内容	
基本使用料	割増使用料	減額使用料	合計使用料
円	円	円	円
割増理由		減免理由	
許可の変更に伴う 使用料	既納使用料	変更後の使用料	納付使用料
	円	円	円
利用の条件			
備考			

上尾市ギャラリー使用料減額・免除申請書

第 号

申請 年 月 日					
(宛先)	上尾市教育委員会 団 体 名 _____ 事務所所在地 _____ 申 込 者 _____ 住 所 _____ TEL() _____				
次のとおり	上尾市民ギャラリー 上尾市役所ギャラリー				
使用料の減額・免除を受けたいので申請します。					
利用期間	年 月 日()から 年 月 日()まで				
会場 責任者	氏名		TEL		
	住所				
催物の 名称・内容					
減額・免除の 理由					
減額・免除の 別及び金額					
年 月 日 伺い 年 月 日 決裁	専 決				

上尾市ギャラリー使用料還付申請書

第 号

申請 年 月 日			
(宛先) 上尾市教育委員会			
団 体 名 _____			
事務所所在地 _____			
申 込 者 _____			
住 所 _____			
TEL(_____)			
次のとおり 上尾市民ギャラリー 上尾市役所ギャラリー の還付を申請します。			
利用期間	年 月 日()から 年 月 日()まで		
催物の名称・内容			
還付を受けようとする事由(できるだけ詳しく記入)			
使用料	既納使用料	還付割合	還付金額
	円		円
決 裁	年 月 日 伺い	専 決	
	年 月 日 決裁		
申請・許可番号 第 号			
処 置			

上尾市ギャラリー利用報告書

報告日：平成 年 月 日

団体名 _____

申込者 _____

住 所 _____

TEL _____

上尾市ギャラリー管理規則第8条の規定により、次のとおり報告します。

会 場	市民ギャラリー ・ 市役所ギャラリー								
利用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()								
展 示 内 容	種 別 <small>(書・写真など)</small>								合 計
	出品者 の人数	人	人	人	人	人	人	人	人
	出品数	点	点	点	点	点	点	点	点
入 場 者 数	月/日 (曜日)	/	/	/	/	/	/	/	合 計
	人 数	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	人
		人	人	人	人	人	人	人	人
ご 意 見 ・ ご 感 想									

※開催案内・パンフレット等がありましたら1部添付してください。
 ※利用期間が終了しましたら速やかに生涯学習課に提出してください。